

桑名都市計画地区計画の変更(桑名市決定)

都市計画 多度力尾東部地区 地区計画を次のように変更する。

名 称		多度力尾東部地区 地区計画					
位 置		桑名市多度町力尾、御衣野、猪飼、北猪飼 地内					
面 積		約18.2ha					
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は桑名市多度町の多度工業団地の西側及びテックベース桑名の東側に位置する市街化調整区域に在り、桑名市総合計画では産業誘導ゾーンとして、また、桑名市都市計画マスタープランでは生産・物流エリアとして、三重県北勢地域を代表する民間開発による工場立地が見込まれる重要な拠点としての土地利用を目指す区域である。このため地区計画を定め、地区周辺の自然や地域環境と調和した産業系用地の整備を実現し、産業振興、雇用促進など当市の経済発展に寄与することを目標とする。					
	土地利用の方針	地区計画の目標を実現するため、周辺環境に配慮して必要な都市施設や緑地、緩衝緑地帯の整備をおこない、あわせて、その土地利用を阻害する恐れのある建築物の立地制限を行うことで、良好な産業系用地としての土地利用を図ることを方針とする。					
	地区施設の整備方針	当該地区のアクセスを担う幹線道路(幅員10.0m)を整備して産業系用地としての機能確保を図る。あわせて周辺環境への影響軽減と調和を図るため辺縁部に緑地及び緩衝帯を設けたうえで、他法令により配置した樹林や緑地等の機能を損なわぬよう配慮する。					
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針をふまえて、立地する建築物などの用途制限や建蔽率及び容積率の最高限度、壁面後退を定める。また、地域の個性、特性を尊重して周囲の景観と調和した形態・意匠の建築物とすることを方針とする。					
地区施設の配置及び規模	道 路	道 路 名	幅 員	延 長	備 考		
		道 路 1 号	10.0m	約300m			
		道 路 2 号	10.0m	約110m			
	緑 地	緑 地 名	幅	延 長	面 積	備 考	
		緑地・広場1号	約35m	約60m	0.2ha		
		緑地・広場2号	約11m	約60m	0.1ha		
		緑地3号	約17m	約110m	0.2ha		
		緑地・広場4号	約34m	約100m	0.2ha		
		緑地・広場5号	約22m	約70m	0.2ha		
	公 共 空 地 そ の 他	施 設 名	面 積		備 考		
		A雨水調整池	約0.5ha				
		B雨水調整池	約0.3ha				
		C雨水調整池	約0.7ha				
建築物等に関する事項	建築物の用途制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 建築基準法別表第二(わ)項の工業専用地域内に建築してはならない建築物 ② 保育所(立地施設に附帯する福利厚生目的のものを除く) ③ 診療所(立地施設に附帯する福利厚生目的のものを除く) ④ 児童福祉施設、老人福祉センターその他これらに類するもの ⑤ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの ⑥ 自動車教習所 ⑦ 畜舎 ⑧ 公衆浴場 ⑨ カラオケボックスその他これらに類するもの ⑩ 市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場、建築基準法施行令第130条の2の2で定めるもの					
	建築物の容積率の最高制限	200%					
	建築物の建蔽率の最高制限	60%					
	壁面位置の制限	外壁面もしくはこれにかわる柱面を敷地境界線より3m以上後退させること。					
備 考							

※「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」